

## 一 技能実習生受入事業場に対する監督指導結果 一

岐阜県内で就労する外国人技能実習生は約 8,300 名と愛知県に次ぎ全国で 2 番目に多く、これらの実習生受入事業場（実習実施機関）の中には、不適切な労務管理等が行われている事例も数多く見受けられる状況にあります。

### 1 技能実習生関係監督指導実施状況について

#### (1) 平成 24 年度 監督指導結果について

平成 24 年度（平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月）に県内 7 労働基準監督署が実施した監督指導結果をみると、監督を実施した受入事業場 86 件のうち 59 件（違反率 68.6%）において労働基準関係法令（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）の違反が認められ、是正勧告等を行いました。 【裏面参照】

法違反の状況としては、労働時間（41 件、違反率 47.7%）が最も多く、法定割増賃金の不払（23 件、違反率 26.7%）、労働条件の明示（10 件、違反率 11.6%）の順で多くなっています。

また、賃金関係の是正勧告に基づき、14 件の受入事業場（対象技能実習生 89 名）が合計約 2,200 万円の差額を遡及して支払うなどの是正を行っています。

#### (2) 平成 25 年度 監督指導結果（4 月～11 月）について

平成 25 年度（4 月～11 月）の監督指導結果をみると、監督指導を実施した受入事業場 69 件のうち 59 件（違反率 85.5%）において労働基準関係法令の違反が認められ違反率は過去最高となっています。

法違反の状況としては、労働時間（35 件、50.7%）が最も多く、次いで労働安全衛生の基準（29 件、42.0%）、法定割増賃金の不払（26 件、違反率 37.7%）の順で多くなっています。

#### (3) 当局では、引き続き事業場に対する監督指導を行い、重大・悪質な事案には司法処分（送検）を含め厳しい態度で臨むこととしています。

平成 23 年、平成 24 年には各 1 件ずつ、平成 25 年には 3 件、技能実習生に係る違法な割増賃金の支払や労働基準監督官に対する虚偽陳述等の労働基準法・最低賃金法違反の疑いで受入事業場（いずれも縫製業）を事件送致しています。

### 2 実習実施機関の隠蔽行為について

平成 25 年度に監督指導を実施した際、2 割以上の受入事業場において、事業主からの虚偽説明・説明拒否（23.9%）、帳簿等の改ざん・提出拒否（25.8%）等の隠蔽行為が認められました。